



喜多方市告示第2号

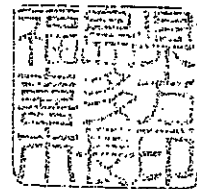
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、喜多方市の区域内の字の区域を下記のとおり変更する旨、喜多方市長から届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成21年1月14日

喜多方市長 白井英男

記



編入する字名	同左に編入される区域	
木幡字南原	木幡字大谷川	丁10の1から丁10の3まで、丁11から丁13まで、丁14の1から丁14の4まで、丁15、丁15の2、丁16、丁16の乙、丁17から丁19まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
木幡字善徳谷地	木幡字沢向	丁231の1、丁231の2、丁232及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに丁234に隣接する道路である公有地の全部
木幡字本村	木幡字小原道西	丁777、丁781の4及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに丁780の1、丁780の3に隣接する道路である公有地の全部
	木幡字細田	丁1421



	字北ノ背戸	丁2575の2、丁2576の2、丁2577の2、丁2578の2、丁2579の2、丁2580の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
木幡字小原道東	木幡字小原道西	丁779の2、丁780の2、丁780の4、丁781の1、丁781の3及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
木幡字谷地	木幡字小原道東	丁849の2、丁850の2から丁850の5まで、丁852の2、丁852の3、丁853の1、丁853の3から丁853の5まで、丁854の2から丁854の5まで、丁890の2、丁890の3、丁891の1、丁891の2、丁892の2、丁929の2から丁929の4まで、丁930の2から丁930の4まで、丁931の2から丁931の4まで、丁932の2、丁933の2、丁959の2から丁959の4まで、丁960の2、丁960の3、丁962及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに丁960の1に隣接する道路である公有地の全部
	木幡字善徳谷地	丁2722の2、丁2723の2、丁2724の2、丁2725の2、丁2726の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部



木幡字鮎塚	木幡字下村道下	丁1537の2、丁1538、丁1539の1から丁1539の4まで、丁1540の1から丁1540の3まで、丁1541、丁1542の2、丁1543の1から丁1543の3まで、丁1544の2、丁1545の2、丁1547の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
木幡字堂徳向	木幡字鮎塚	丁1691の4、丁1691の5、丁1696の5、丁1697の4
	木幡字入水	丁2548の乙、丁2549、丁2550から丁2553まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部